

鎌ヶ谷市子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦がいる世帯等にヘルパーが訪問し、家事のお手伝いやお話し相手として子育てに関する相談を行う事業です。

対 象 者

鎌ヶ谷市に居住し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て世帯（１８歳未満のお子さんがある世帯）や、妊産婦のいる世帯で、訪問支援が必要と市が認める世帯

支 援 内 容

【家事支援】

- ✿ 食事の準備、洗濯、掃除
- ✿ 買い物の代行やサポート等

【育児支援】

- ✿ 育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り
- ✿ 外出時の補助
- ✿ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等

利 用 日

月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時まで
休日及び年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）を除く

利 用 時 間

１日１回 ２時間から４時間以内
（年間利用時間：上限９６時間）

利用者負担額

区 分	1 時間当たり
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	3 0 0 円
市町村民税得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯	6 0 0 円
その他の世帯	1, 5 0 0 円

【実費負担について】

- 🌸 食材や生活必需品の買い物の代金、子どもの送迎に係る交通費（ガソリン：1 k m / 2 5 円）は、別途実費となります。

【キャンセルについて】

- 🌸 予約をキャンセルする際は、利用希望日の前日（利用希望日前日が休日のときは休日前の平日）午後5時までに、事業所に連絡をいれてください。
- 🌸 当日のキャンセルは、全額負担となります。

利用の流れ

- 1 申請・面談
- 2 決定通知
- 3 事業所面談
- 4 利用開始

- 🌸 市に申請書を提出します。
- 🌸 市の職員と面談を行います。

- 🌸 市から決定通知書が届きます。

- 🌸 事業所の職員と面談し支援日時や内容等を決めます。

- 🌸 ヘルパーがご自宅に伺い、支援を行います。
- 🌸 利用の際は、必ず保護者の方が在宅してください。

【委託事業所】

★ 株式会社 ママ[×]M[↑]A[↑]T[↑]E

住所：2 8 5—0 0 2 5 佐倉市鎭木町2丁目11-13-202

電話：0 4 3—2 3 5—8 6 4 0

携帯：0 8 0—4 8 3 3—3 9 6 9

【お問合せ】

★ 鎌ヶ谷市こども家庭センター（鎌ヶ谷市総合福祉保健センター内）

住所：2 7 3—0 1 9 5 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

電話：0 4 7—4 4 5—1 3 2 8